

基金協会通信

SUPPORT

サポート

2020.8

No.

146



新潟県農業信用基金協会

Credit Guarantee Agriculture Fund Association

(信用) (保証) (農業) (基金) (協会)

目 次

- 令和2年度事業方針について 1
- 令和元年度事業実績について 2
- 「新型コロナウイルス感染症緊急対策支援等」の対応について
. 5
- 「危機対応資金」の債務保証の新設について 6
- 債務保証の概要一覧表 9
- 資金別保証料率表 10
- 新潟県農業信用基金協会の概要 12

令和2年度事業方針について

令和2年度は、第5次中期経営計画（令和2年度～令和4年度）の初年次にあたり、引き続き担い手の経営発展、所得増大に向けた投資や農業者・地域住民の生活基盤の充実に向けた取組を支えるため、関係融資機関と一層連携し、積極的な保証引受や迅速な代位弁済等保証機能の発揮に努めます。また、経営の健全性確保とコンプライアンス態勢の維持強化など業務運営体制の整備に適切に取り組み、農業・農村の振興に貢献し、会員・農業者等の負託と信頼に応えます。

【 重点課題と具体的取組事項 】

1. 農業経営発展に資する債務保証機能の発揮

農業経営の発展・所得増大に向けた投資が円滑に行われるための適切な保証対応と農業経営健全化のための期中管理の強化を通じ、債務保証機能の発揮に努めます。

- (1) 融資機関との連携による多様な資金需要への迅速・適切な保証対応
- (2) 担い手の経営発展支援に係る積極的な保証対応と期中管理の強化
- (3) 利用者の負担軽減に資する適正な保証料率の設定

2. 生活基盤安定に資する債務保証機能の充実・強化

農業者及び地域住民の生活を支える生活関連資金の迅速な保証引受と保証ニーズを踏まえた商品性改善、サービス向上等に努めます。

- (1) 保証ニーズを踏まえた商品性改善、サービスの向上
- (2) 保証審査体制の強化と審査能力の向上を通じた審査期間の短縮及び適切な審査機能の発揮

3. 迅速な代位弁済と求償権の適切な管理回収

内外経済や農業情勢の先行き不透明感を背景に、代位弁済の増加も懸念される中、管理体制を強化し迅速な代位弁済と適切な管理回収を行います。

- (1) 延滞保証案件の管理強化と迅速な代位弁済
- (2) 求償権の管理の高度化と進捗管理の徹底
- (3) 効率的な求償権の管理回収強化

4. 円滑な保証業務の運営

融資機関等への訪問及び情報交換会・研修会等の開催を通じて、保証制度への理解や課題・要望の把握等に努めるとともに、取扱融資機関の拡大と円滑な保証業務の運営に取り組みます。

- (1) 保証制度の理解促進と協会保証の利用向上
- (2) 新たな保証審査システムの構築

5. 経営基盤の充実

持続的かつ十全な保証機能の発揮に向け、財務基盤の充実と経営の健全性確保に努めます。

- (1) 安定的な収益の確保と弁済能力比率の遵守
- (2) 保証残高に応じた基金の確保

6. 業務運営体制の整備

公的な保証機関として、法令等に即した適切な業務運営が求められることに加え、円滑な保証利用に向けて業務運営体制の整備に努めます。

- (1) 役職員の法令遵守意識の向上等
- (2) 職員の業務遂行能力の向上
- (3) 情報セキュリティ等の体制強化
- (4) 保証利用者等の利便性向上に向けた広報等の強化

令和元年度事業実績について

1. 経営収支

収益は、保証残高の減少及び保証料率の引下げ対応により保証料収入が減少、低金利環境の長期化に伴い財務収益が減少しましたが、求償権回収にかかる利息収入の増加により9億15百万円（前年対比99.4%）となりました。一方、費用は、保証残高の減少及び求償権回収率の増加等による各種引当金の戻入の発生により4億93百万円（前年対比91.7%）となりました。

この結果、当期利益金は4億21百万円（前年対比110.4%）となりました。

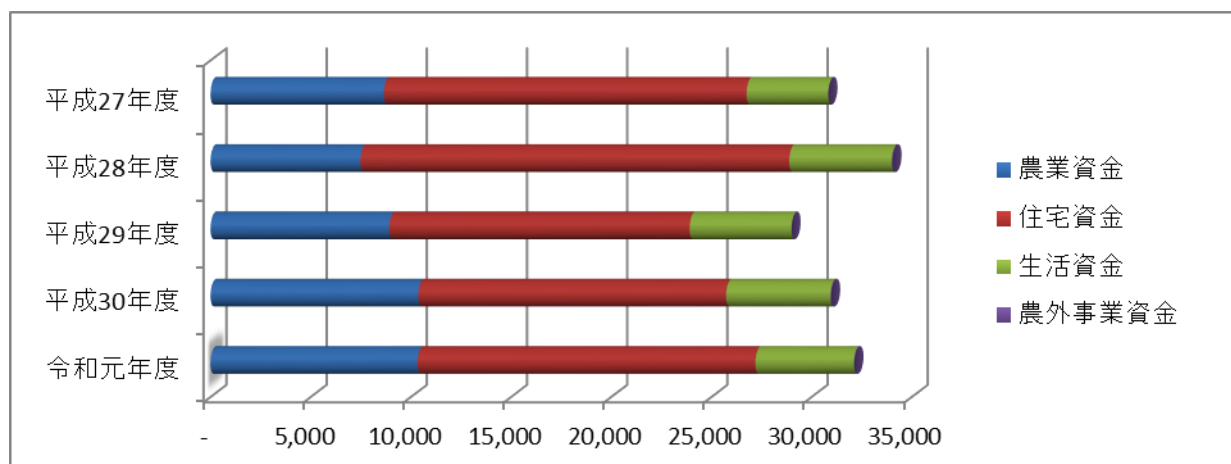
（単位：千円・%）

| 収 益 | | | | 費用及び利益金 | | | |
|--------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|-------|
| 区分(科目) | 本年度 | 前年度 | 前年対比 | 区分(科目) | 本年度 | 前年度 | 前年対比 |
| 事業収入 | 693,704 | 689,704 | 100.6 | 事業直接費 | 28,940 | 27,863 | 103.9 |
| その他収益 | 92,110 | 93,123 | 98.9 | 事業管理費 | 171,933 | 176,913 | 97.2 |
| | | | | その他費用 | 291,889 | 332,842 | 87.7 |
| 財務収益 | 128,710 | 135,830 | 94.8 | 財務費用 | 408 | 401 | 101.7 |
| 特別利益 | 499 | 1,550 | 32.2 | 特別損失 | - | - | |
| 収益計 | 915,026 | 920,209 | 99.4 | 費用計 | 493,172 | 538,021 | 91.7 |
| | | | | 当期利益金 | 421,853 | 382,188 | 110.4 |
| 合計 | 915,026 | 920,209 | 99.4 | 合計 | 915,026 | 920,209 | 99.4 |

2. 保証引受

（単位：百万円・%）

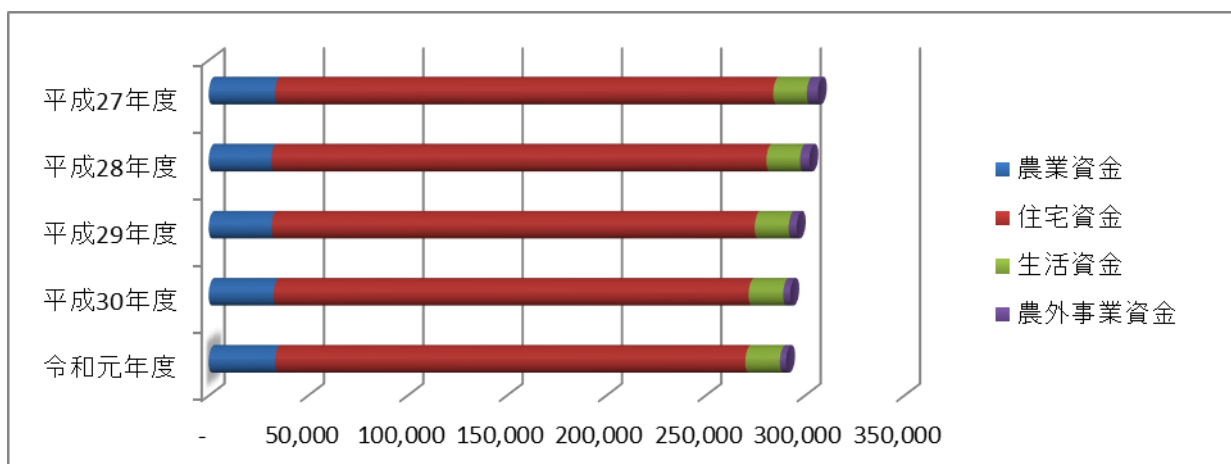
| | 農業資金 | 住宅資金 | 生活資金 | 農外事業資金 | 合計 | 前年対比 |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 平成27年度 | 8,648 | 18,107 | 4,074 | 12 | 30,843 | 96.8 |
| 平成28年度 | 7,479 | 21,407 | 5,117 | 35 | 34,038 | 110.4 |
| 平成29年度 | 8,917 | 14,996 | 5,086 | - | 28,999 | 85.2 |
| 平成30年度 | 10,369 | 15,365 | 5,211 | 31 | 30,977 | 106.8 |
| 令和元年度 | 10,329 | 16,868 | 4,912 | 30 | 32,140 | 103.8 |



3. 保証残高

(単位：百万円・%)

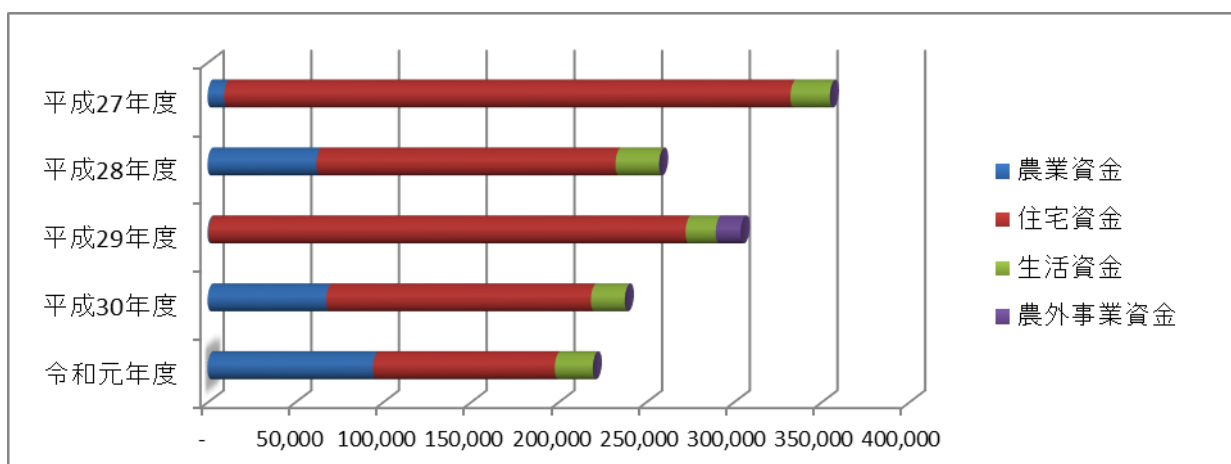
| | 農業資金 | 住宅資金 | 生活資金 | 農外事業資金 | 合 計 | 前年比 |
|----------|--------|---------|--------|--------|---------|------|
| | | | | | | |
| 平成 27 年度 | 33,252 | 250,895 | 16,876 | 5,497 | 306,521 | 97.3 |
| 平成 28 年度 | 31,363 | 249,317 | 16,885 | 4,701 | 302,267 | 98.6 |
| 平成 29 年度 | 31,565 | 243,231 | 17,079 | 4,045 | 295,921 | 97.9 |
| 平成 30 年度 | 32,636 | 239,098 | 17,368 | 3,565 | 292,669 | 98.9 |
| 令和元年度 | 33,356 | 236,716 | 17,399 | 3,093 | 290,565 | 99.3 |



4. 代位弁済

(単位：千円・%)

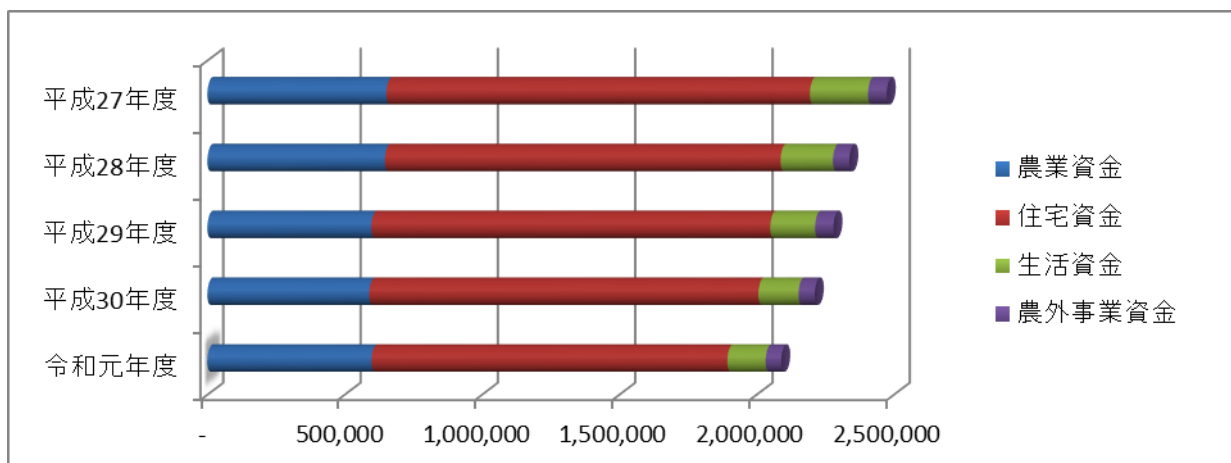
| | 農業資金 | 住宅資金 | 生活資金 | 農外事業資金 | 合 計 | 前年比 |
|----------|--------|---------|--------|--------|---------|-------|
| | | | | | | |
| 平成 27 年度 | 9,415 | 322,977 | 22,487 | - | 354,880 | 126.7 |
| 平成 28 年度 | 62,056 | 170,581 | 24,845 | - | 257,483 | 72.6 |
| 平成 29 年度 | 587 | 272,012 | 17,194 | 14,204 | 304,000 | 118.1 |
| 平成 30 年度 | 67,711 | 150,897 | 19,331 | - | 237,941 | 78.3 |
| 令和元年度 | 94,278 | 103,734 | 21,668 | - | 219,681 | 92.3 |



5. 求償権残高

(単位：千円・%)

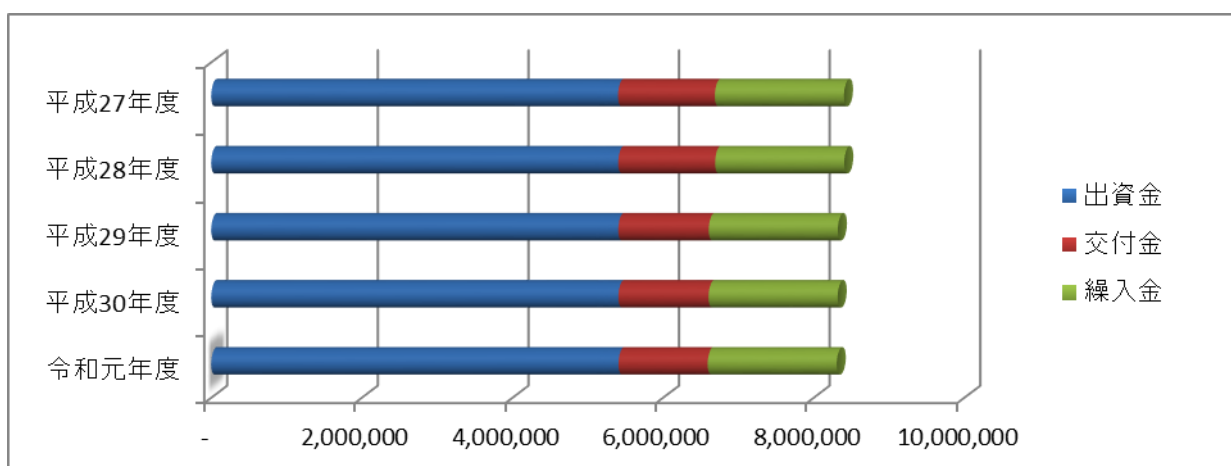
| | 農業資金 | 住宅資金 | 生活資金 | 農外事業資金 | 合計 | 前年比 |
|--------|---------|-----------|---------|--------|-----------|-------|
| | | | | | | |
| 平成27年度 | 652,077 | 1,542,353 | 211,264 | 68,192 | 2,473,887 | 101.5 |
| 平成28年度 | 646,324 | 1,440,892 | 190,707 | 59,686 | 2,337,611 | 94.5 |
| 平成29年度 | 596,962 | 1,452,893 | 163,370 | 66,835 | 2,280,063 | 97.5 |
| 平成30年度 | 589,638 | 1,416,941 | 146,157 | 59,337 | 2,212,076 | 97.0 |
| 令和元年度 | 597,659 | 1,295,967 | 139,237 | 56,877 | 2,089,742 | 94.5 |



6. 基金

(単位：千円・%)

| | 出資金 | 交付金 | 繰入金 | 合計 | 前年比 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | | | | | |
| 平成27年度 | 5,401,730 | 1,285,729 | 1,714,110 | 8,401,569 | 99.4 |
| 平成28年度 | 5,404,160 | 1,287,287 | 1,714,110 | 8,405,557 | 100.0 |
| 平成29年度 | 5,404,760 | 1,201,594 | 1,714,110 | 8,320,464 | 99.0 |
| 平成30年度 | 5,406,470 | 1,197,608 | 1,714,110 | 8,318,188 | 100.0 |
| 令和元年度 | 5,408,180 | 1,183,311 | 1,714,110 | 8,305,601 | 99.8 |



「新型コロナウイルス感染症緊急対策支援等」の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の債務保証について

新型コロナウイルス感染症により農業経営に直接的・間接的に被害を受けた農業者に対し、その減収分を補填することを目的として、令和2年4月1日より取扱いを開始しております「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」につきましては、「災害資金債務保証要項」にて保証対応いたしております。

なお、保証料率等につきましては下記のとりの取扱いとなります。

記

1. 保証料率

令和2年4月1日～令和2年6月30日までの実行案件 年0.25%

令和2年7月1日～令和3年3月31日までの実行案件 年0.15%

2. 保証人および担保

現行の農業関連資金に係る債務保証要項に準じて徴求いたします。

3. 取扱期間

令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

ただし、令和3年3月31日（水）までに実行した案件を対象といたします。

(2) 既往案件の保証条件変更について

新型コロナウイルス感染症により被害を受けた被保証者から、当会の保証付きの債務弁済にかかる負担軽減の申込があった場合、保証期間の延長につきましては、保証条件変更申請書の提出をお願いします。

なお、要項の範囲を超える期間延長につきましても個別に検討させていただきますので管理課までご相談ください。（この場合、令和3年3月31日までの申込をお願いいたします。）

以 上

「危機対応資金」の債務保証の新設について

内外の金融秩序の混乱または大規模災害、テロリズムもしくは感染症等により影響が生じている方への救済措置として、融資機関が融通する資金について、当会がその債務を保証することにより融資の円滑化をはかり、農業経営の維持継続および経営改善に資することを目的として、今般「危機対応資金」を下記のとおり新設いたしました。

また、当該資金を取り扱う融資機関は、初回案件申込時に新たに債務保証契約の締結が必要となりますので宜しくお願いいたします。

記

1. 危機対応資金について（以下参照）

7ページ 別紙1「危機対応資金（当基金協会が保証するもの）の概要」

2. 保証料率

(1) 基準保証料率

有担保 年0.40% 無担保 年0.80%

(2) 顧客負担保証料率（8ページ 別紙2を参照）

原則無担保無保証人

借入当初5年間0.00% 5年目以降0.40%

3. 取扱期間（新型コロナウイルス感染症に係る資金）

令和2年8月17日（月）～令和3年3月31日（水）

ただし、令和3年3月31日（水）までに実行した案件を対象といたします。

4. その他

(1) 農業信用保証保険基盤強化学業の適用により、借入当初5年間は保証料が免除となります。

(2) 保証料の支払い方法は、分割後払いのみとし、5年経過後の最初の元金支払日の翌日からお客様の負担となります。6年目以降、毎年の元金償還日にお客様から徴収くださいますようお願いいたします。（当会から徴収依頼文書をお送りします。）

(3) 債務保証委託証書は部分保証用を使用いたします。

(4) 1被保証者あたりの保証金額が既往案件も含めて2億円を超える場合は、当会理事会承認が必要のため、実行までに時間を要する場合がございますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

以上

別紙 1

危機対応資金（当基金協会が保証するもの）の概要

| 項目 | 説明 | 特記事項 |
|-------|--|---|
| 定義 | 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金 | 農業信用保証保険基盤強化事業及び農林漁業信用基金の保証保険の対象となるものに限る。 |
| 貸付対象者 | 大規模災害等に起因して経営に著しい支障を来し、又は来す恐れがある農業者等（信用状況に不安がないこと。） | 新型コロナウイルス感染症の経営への影響について、影響状況確認表を作成し融資機関の確認を受けるものとする。 |
| 資金の用途 | 大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務*の借換、又は農業経営の改善に必要な資金（既往債務の借換との併せ貸しに限る。） *既往債務は、①新型コロナウイルス感染症の指定（令和2年2月1日）以前に借り入れた近代化資金、公庫資金等の制度資金、その他営農のための資金（他行借入を含み、基金協会の保証有無を問わない。） | 以下は借換の対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月1日以前から延滞している債務 ・JA、銀行等のプロパー負債整理資金 ・クレジット、リース、土改負担金等 ・営農勘定、購買未収金等 ・生活関連資金、農外事業資金 |
| 貸付限度額 | 借換する既往債務残高の範囲内。ただし、農業経営の改善に必要な資金を併せ貸しする場合は、既往債務残高に当該所要金額を合算することができる。 | 保証の範囲は、借入金の元本及び利息の70%（部分保証）とする。 注）負債比率*が400%以上の場合は保証しない。 |
| | *負債比率＝総負債残高÷（過去3年平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い額）×100 | |
| 貸付期間 | 15年以内（据置期間3年以内）とする。 | |
| 貸付金利等 | 融資機関の所定の金利 ただし既往債務貸付条件が既往債務の貸付条件よりも有利なものであること。 | 「有利なものであること」の内容は既往債務より①債務の残存年数よりも期間を長期化、②据置期間を設定、③金利を低減等 |
| その他 | 当該資金については、融資機関と当基金協会とで新たに債務保証契約を締結する。 | |

別紙2

(参 考)

(1) 農業信用保証保険基盤強化学業による農業信用基金協会への支援内容

- ①保証当初から5年間、保証料を免除するための補助金の交付
 - ②無担保無保証人で債務保証を引き受けることにより、増加すると見込まれる求償権償却費用にあてるための補助金の交付
 - ③保証当初から15年間、無担保無保証人で債務保証を引き受けるに当たり、保証料を軽減するための補助金の交付
- *新型コロナウイルス感染症対策資金として危機対応資金が当該事業に新たに加えられたもの

(2) 支援後の顧客負担

| 借入期間 | 保証料率 | 担保保証人設定 | 保証範囲 |
|------------|-------|---------|------|
| 借入当初5年間 | — | *原則なし | 70% |
| 5年目以降15年まで | 0.40% | | |

*農業経営の改善に必要な金額分については担保設定する場合がある。

債務保証の概要一覧表

（金額単位：万円）

| 区分 | 資金名 | 資金別保証限度額 | | 保証期間の最高限度 | 担保・保証の条件 |
|----------------|----------------|-------------|--------|-------------|--|
| | | 個人 | 団体等 | | |
| 農業資金 | 農業近代化資金 | 要綱等で定められた金額 | | 要綱等で定められた期間 | <p>農業資金の既往無担保保証残高を含め1世帯の保証残高が次の額を超える場合には、超える分の資金について物的担保または必要に応じて連帯保証人</p> <p>【認定農業者】 個人 36百万円 団体等 72百万円</p> <p>【認定農業者以外】 個人 30百万円 団体等 60百万円</p> <p>注) 新潟県新規参入者経営安定資金は無担保・無保証人</p> |
| | 農業改良資金 | | | | |
| | 日本政策金融公庫資金 | | | | |
| | 農業経営改善促進資金 | | | | |
| | 新潟県農林水産業振興資金 | | | | |
| | 災害資金 | | | | |
| | 危機対応資金 | 要項等で定められた金額 | | 15年 | |
| | アグリマイティー資金 | 10,000 | 20,000 | 25年 | |
| | 農業生産資金 | 3,000 | 5,000 | 15年 | |
| | サポートA | 1,000 | 3,000 | 1年（更新可能） | |
| | 農機具ローン | 1,800 | — | 10年 | |
| | 営農ローン | 300 | — | 1年（自動更新） | |
| | 農業経営負担軽減支援資金 | 要綱等で定められた金額 | | 要綱等で定められた期間 | |
| 畜産特別資金 | 無担保・無保証人 | | | | |
| 新潟県新規参入者経営安定資金 | | | | | |
| 住宅資金 | 住宅資金 | 5,000 | — | 35年 | 住宅関連資金および生活関連資金（生活関連の統一ローンを除く）保証残高が500万円を超える場合、物的担保または連帯保証人 |
| | 住宅ローン（一般型） | 10,000 | — | 35年 | 物的担保 |
| | 住宅ローン（100%応援型） | 10,000 | — | 35年 | 物的担保 |
| | 住宅ローン（借換応援型） | 10,000 | — | 34年 | 物的担保 |
| | リフォームローン | 1,000 | — | 15年 | 無担保 |
| 生活資金等 | マイカーローン | 1,000 | — | 10年 | 無担保・無保証人 |
| | 教育ローン | 1,000 | — | 15年 | |
| | 多目的ローン | 500 | — | 10年 | |
| | カードローン | 300 | — | 1年（自動更新） | 注) マイカーローン、教育ローンは必要に応じて連帯保証人 |
| | カードローンクリア資金 | 200 | — | 5年 | |
| | 一般生活資金 | 300 | — | 10年 | 住宅関連資金および生活関連資金（生活関連の統一ローンを除く）保証残高が500万円を超える場合、物的担保または連帯保証人 |
| | 教育資金 | 500 | — | 15年 | |
| | 負債整理資金 | 1,500 | — | 20年 | |
| 事業資金 | 一般事業資金（農業者向） | 20,000 | 20,000 | 30年 | 原則として物的担保または必要に応じて連帯保証人 |
| | 賃貸住宅ローン | 40,000 | — | 30年 | 物的担保 |

〔令和2年8月17日改定〕

保証料率表

【 農業資金 】

| 資金区分 | | 保証料徴収方法 | | | 保証料率（年） | | | |
|-----------------|-------------------|---------|------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 分割後払 | 一括前払 | 割引率 | 通常料率 | | 優遇料率 | |
| 制度資金 | 経営改善 (注1) (注3) | ○ | ○ | 1.00% | (注5) | 0.18% | (注5) | 0.13% |
| | | | | | (注6) | 0.43% | (注6) | 0.38% |
| | 経営維持 (注2) (注4) | ○ | ○ | | (注5) | 0.40% | (注5・10) | 0.28% |
| | | | | | (注6) | 0.80% | (注6・10) | 0.68% |
| 農業資金 (注7) | | ○ | ○ | 1.00% | (注5) | 0.28% | (注5) | 0.23% |
| | | | | | (注6) | 0.43% | (注6) | 0.38% |
| 運転資金 (極度方式) | スーパーS資金 (手形貸付) | × | ○ | — | (注5) | 0.28% | (注5) | 0.23% |
| | | | | | (注6) | 0.43% | (注6) | 0.38% |
| | スーパーS資金 (当座貸越) | ○ | × | | (注5) | 0.28% | (注5) | 0.23% |
| | | | | | (注6) | 0.43% | (注6) | 0.38% |
| | その他極度方式 (当座貸越) | ○ | × | | (注5) | 0.28% | — | — |
| | | | | | (注6) | 0.43% | — | — |
| | サポートA (特定当座貸越) | × | ○ | | (注5) | 0.28% | — | — |
| | | | | | (注6) | 0.43% | — | — |
| 日本政策金融公庫資金 (注8) | | ○ | ○ | 1.00% | (注5) | 0.28% | (注5) | 0.23% |
| | | | | | (注6) | 0.43% | (注6) | 0.38% |
| 担い手支援資金 (アグリV) | | ○ | × | — | 0.32% | | (注9) | 0.23% |
| 災害資金 | | ○ | ○ | 1.00% | (注11) | 0.25% | — | |
| 危機対応資金 (注12) | | ○ | × | — | (注5) | 0.40% | — | |
| | | | | | (注6) | 0.80% | — | |

(注1) 経営改善とは、負債整理を含まない設備・運転資金等のいわゆる「前向き資金」をいう。

(注2) 経営維持とは、負債整理を含むいわゆる「後向き資金」をいう。

(注3) 新潟県農林水産業振興資金のうち、8号資金で災害に伴う資金については、(注5) (注6)にかかわらず、災害資金の保証料率を適用する。

(注4) 畜産特別資金のうち、家畜飼料特別支援資金については、通常料率年0.50%とする。

(注5) 融資対象物件以外の担保または第三者保証人を徴求できる場合。

(注6) (注5) 以外の場合。また、担保不足の場合も含む。

(注7) 手形貸付の場合は、一括前払のみで割引率は適用しない。

(注8) 日本政策金融公庫資金のうち、対象資金に負債整理が含まれる場合は、制度資金（経営維持）の通常料率を適用する。また、対象資金が農地取得のみの場合は、制度資金（経営改善）の通常料率または優遇料率を適用する。

(注9) アグリVの優遇料率の適用は、貸付実行後4年目以降（3年経過後の元利金返済日の翌日）からとなる。

(注10) 制度資金（経営維持）のうち優遇料率の対象となる資金は、畜産経営体質強化支援資金のみとする。

(注11) 独立行政法人農林漁業信用基金の災害特例保険料率の対象となる災害に該当した場合は、年0.15%を適用する。

(注12) 農業信用保証保険基盤強化事業により原則無担保無保証人、顧客が負担する保証料率は、借入当初5年間は保証料免除、5年目以降は年0.40%を適用する。

[令和2年8月17日改定]

保証料率表

【 住宅資金・生活資金等・事業資金 】

| 区分 | 資金名 | | 保証料徴収方法 | | | 保証料 | |
|-------|-----------------|-------------------------|---------|------|-----------|------------|-----------|
| | | | 分割後払 | 一括前払 | 割引率 | 料率 | |
| 住宅資金 | 住宅資金 | | ○ | ○ | 1.00% | 担保あり | 0.25% |
| | | | | | | 担保なし | 0.30% |
| | 住宅ローン | 一般型 100%応援型 借換応援型 | ○ | ○ | 8.00% | 段階別保証料率 | ランク：0.10% |
| | | | | | | | ランク：0.15% |
| | | | | | ランク：0.20% | | |
| | | | | | ランク：0.25% | | |
| | | | | | ランク：0.30% | | |
| | | | | | ランク：0.35% | | |
| | | | | | ランク：0.40% | | |
| | リフォームローン | | ○ | ○ | 5.00% | 0.20% | |
| 生活資金等 | マイカーローン | | ○ | ○ | 1.00% | 0.65% | |
| | 教育ローン | | ○ | × | — | 0.40% | |
| | 多目的ローン | | × | ○ | 1.00% | 0.90% | |
| | カードローン | | ○ | × | — | 1.50% (注1) | |
| | カードローンクリア資金 | | ○ | ○ | 1.00% | 1.50% | |
| | 教育資金 | | ○ | × | — | 1.00% | |
| | 一般生活資金 | | × | ○ | 1.00% | 1.20% | |
| | 負債整理資金 | | ○ | ○ | 1.00% | 担保あり | 1.00% |
| 担保不足 | | | | | | 1.50% | |
| 事業資金 | 農業者向農外事業資金 (注3) | | ○ | ○ | 1.00% | 0.90% (注2) | |
| | 賃貸住宅ローン | | ○ | ○ | 1.00% | 担保第1順位 | 0.25% |
| その他 | | | | | | 0.35% | |

(注1) 随時返済型の旧カードローン、旧ワイドカードローンの料率は2.00%とする。

(注2) 土地の有効活用を目的とする資金(業務用賃貸施設建設)で、担保設定が第1順位の場合の料率は0.30%とする。

(注3) 手形貸付の場合は、一括前払のみで割引率は適用しない

〔 令和元年10月1日改定 〕

新潟県農業信用基金協会の概要

(令和2年8月1日現在)

1. 会員数（出資者）

96 会員（新潟県及び県内 30 市町村、県内 23 JA 及び新潟県信連、
ほか 41 会員）

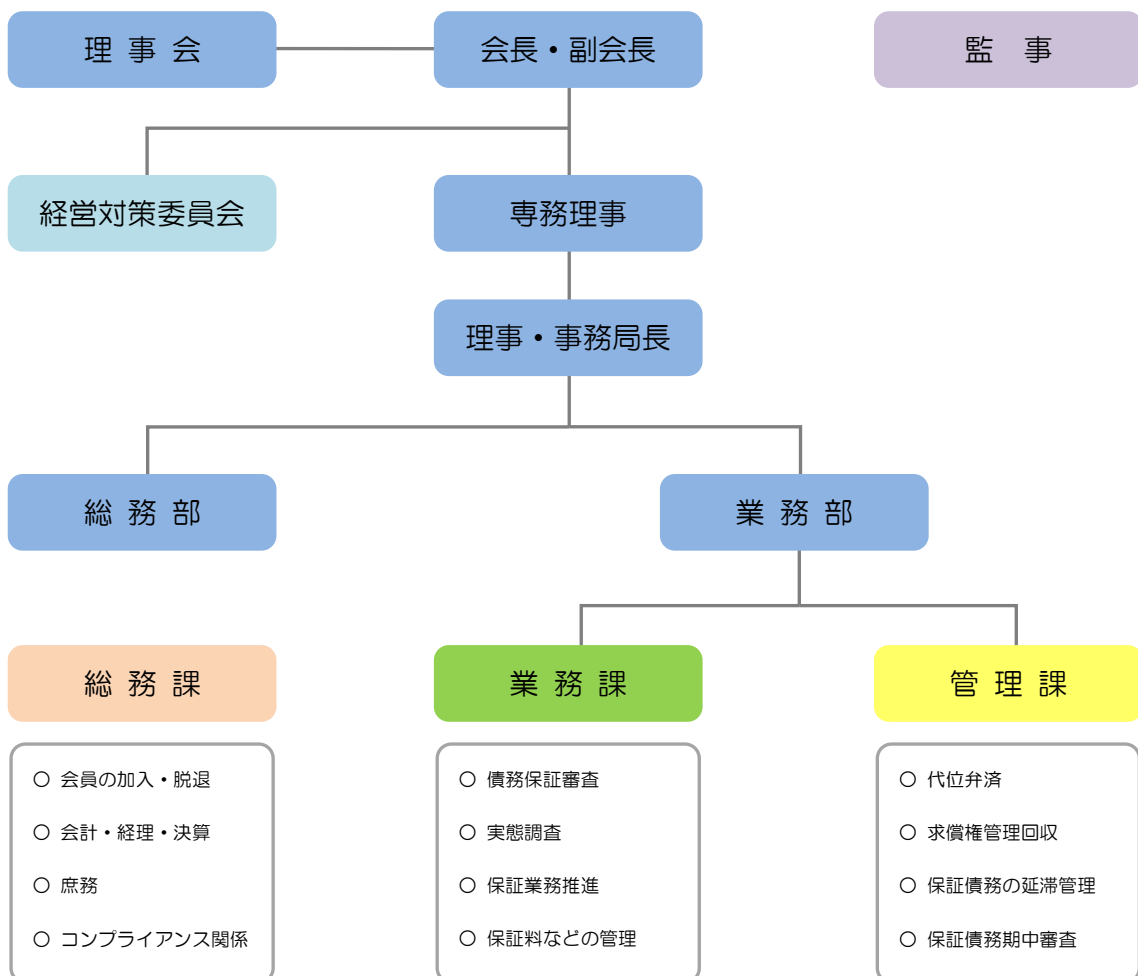
2. 出資総額

5,409 百万円

3. 債務保証契約金融機関

| | |
|--------|---|
| 農業協同組合 | 県内23JA、新潟県信連 |
| 銀行 | 第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行 |
| 信用金庫 | 三条信用金庫、上越信用金庫、新井信用金庫、柏崎信用金庫 |
| 信用協同組合 | 協栄信用組合、興栄信用組合、新潟大栄信用組合、 巻信用組合、はばたき信用組合 |

4. 業務機構図





越後平野

新潟県中部から北部に広がる平野で信濃川と阿賀野川の土砂の堆積によって作られました。

肥沃な土壌と豊富な水源に恵まれ、稲作を中心とした日本有数の穀倉地帯となっています。また、水稻のほか枝豆、なす、スイカ、梨、チューリップなどの生産も盛んです。

写真は下越地方の山地より撮影しました。天気の良い日には佐渡島を望むことができます。

ガンバル人応援します 協会保証



新潟県農業信用基金協会

〒951-8116 新潟市中央区東中通一番町189番地3 JA新潟ビル

TEL(025)230-2410 FAX(025)222-4194

ホームページ <http://www.afa-niigata.or.jp/>

基金協会通信 SUPPORT No.146号

令和2年8月発行

発行人：小幡武志

編集：総務課